

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第180回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は、4つございます。

議題1「令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の意見募集結果について、御説明申し上げます。

まず、資料について御説明申し上げます。

資料1-1は、意見募集の結果について示しているもので、別紙1として、意見募集結果の概要、別紙2-1から2-5までは、ガイドラインの各編における全ての御意見及びそれに対する事務局からの回答を記載してございます。

資料1-2から資料1-6までは、今回の意見募集結果を踏まえての各ガイドライン案でございます。

それでは、資料1-1の別紙1に基づいて御説明させていただきます。

本意見募集は、本年5月19日から6月18日まで実施し、130の個人または団体から延べ885件の御意見が寄せられました。

このうち、経済団体・事業者団体等として、経団連、新経済連盟を含む11者、金融関係として、全国銀行協会、生命保険協会等を含む12者、その他として、ソフトバンクや楽天等を含む9者、また、匿名を含む個人86者から御意見を頂いております。

項目ごとの意見提出数としましては、漏えい等報告・本人通知が最多の189件、次いで越境移転が183件、個人関連情報が151件となっております。

2ページ目からは、寄せられた主な御意見及びそれに対する事務局の考え方を示しております。

まず「(1)不適正利用の禁止」について、1番のように不適正利用に該当する事例の充実化に関する御意見を頂いております。

こちらについては、既にガイドライン案に複数の事例を挙げていること等により、解釈の明確化を図っているものの、今後、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討していく旨を回答しております。

また、2番のように、個人情報の第三者提供の場面において、提供先が違法・不当な目的で利用するか否かについての確認義務を提供者に課す趣旨かを確認する御意見がございました。

次に「(2)漏えい等報告・本人通知」のうち、「①漏えい等の考え方」につき、3番、4番のように、その定義を確認する御意見がございました。

また、5番のように、「毀損」の考え方につき、その内容と同じデータが他に保管され

ている場合は、毀損に該当しないとあるが、個人データの内容が改ざんされた場合についてはその限りではないのではないかと御意見を頂きました。

こちらについては御意見を踏まえて、改ざんの場合には、同じデータが他に保管されている場合であっても、毀損に該当するようにガイドラインの記載内容を修正しております。

「②報告対象となる事態」については、6番、7番のように、委員会への報告を要する事案か否かの判断について、特に「財産的被害が生じるおそれがある漏えい等」に関して、具体例による解釈等を示してほしいといった御意見を頂いております。

また、8番のように、「漏えい等が疑われるものの確証がない場合」との記載につき、この確証が指す対象につき、確認の御意見を頂いております。

こちらについては、御意見を踏まえて記載の明確化を行っております。

9番のように、「高度な暗号化」の解釈に関して御意見を頂いております。

こちらについては、具体的な考え方はQ & Aでお示していくことを検討するとしております。

このほか、10番のように、漏えい等のおそれの判断に際し考慮される蓋然性の解釈について、確認のための御意見を頂いております。

「③報告義務の主体」については、11番のように取扱いを委託していない個人データに関して、委託元で報告対象事態が発生した場合の委託先の報告義務について、解釈及び記載の明確化を求める御意見を頂いております。

こちらについては御意見を踏まえて、記載を分かりやすくしております。

「④速報」については、12番のように、「部署が知ったとき」の判断基準について御意見を頂いております。

こちらについては、個別の事案ごとに判断されますが、部署内のある従業員が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられると回答しております。

また、13番及び14番のように、速報日数の目安や速報時の報告内容の在り方に関して確認の御意見を頂いております。

「⑤本人への通知」については、15番のように、「本人の通知が困難である場合」の解釈についての御意見を頂いております。

こちらについては、複数の連絡手段を有している場合においては、1つの手段で連絡ができなかったとしても、それをもって直ちに「本人への通知が困難である場合」には該当するものではないと回答しております。

また、16番のように、本人への通知が困難である場合における必要な代替措置の具体的な事例について御意見を頂いております。

こちらについては、公表や問い合わせ窓口の開設が代替措置の基本となる旨を示しつつ、代替措置に関する事例の追加等について、引き続き検討していく旨、回答しております。

次に「(3) 個人関連情報」について、「①個人関連情報」の定義に関し、17番のよう

に、個人情報に該当するか個人関連情報に該当するか、不明瞭な情報について、どのように取り扱うべきかとの御意見を頂いております。

こちらについては、事業者は個人情報に該当するか否かを判断した上で、その適用される規律に従って取り扱う必要があると回答しております。

また、18番及び19番のように、ガイドラインの記載ぶりに関する御意見を頂いております。

こちらについては、いずれも御意見を踏まえ、分かりやすさの観点から修正しております。

「②法第26条の2の適用の有無について」につきましては、20番のように、提供先は、個人関連情報をその保有する個人データと照合した後に、本人同意を取得することができるかとの御意見を頂いております。

こちらについては、個人関連情報を、その保有する個人データと照合することは、個人データとして取得する場合に該当するのであり、提供先は、個人関連情報の提供を受ける前に、あらかじめ本人同意を取得する必要があると回答しております。

また、法第26条の2の適用要件である、提供先が「個人データとして取得する」ことが「想定される」という点については、21番、23番、24番及び25番のように、法の解釈を確認する御意見を頂いております。

こちらについては、法第26条の2の趣旨に即して、各要件の解釈を回答しております。

さらに、22番のように、個人関連情報の提供規定と関連して、法第23条第5号第1号の委託に伴う個人データの提供について、委託先は、どの範囲で個人データを取り扱うことができるか、法の解釈を確認する御意見を頂いております。

こちらについては、委託先は委託に伴って、委託元から提供された個人データを独自に取得した個人データと本人ごとに突合する処理を行うことができないと回答しております。

「③本人の同意の取得方法」については、26番のように、包括的に同意を取得することも可能と記載しているところ、この包括的の指す内容を具体的に示すべきとの御意見を頂いております。

また、提供元は提供先の同意取得を代行できると記載しているところ、27番のように、提供元に個人関連情報を提供した事業者も、同意取得を代行することができるかとの御意見を頂いております。

さらに、28番のように、提供元は提供先の同意取得を代行するに当たり、提供先の範囲や属性を明示することだけでも足りるかとの御意見を頂いております。

こちらについては、提供先を個別に明示する必要があると回答しております。

「④本人の同意等の確認の方法」については、29番のように、提供先に事前に本人同意を得る旨を誓約させれば、提供元は本人同意が得られていることを確認したことになるかとの御意見を頂いております。

また、30番のように、法第26条の2第1項第2号に掲げる事項の確認について、第26条

の2第1項第1号に掲げる事項の確認と同様に、提供先から誓約書面を受け入れる方法で確認することが許容されることを明記してほしいとの御意見を頂いております。

こちらについては、御意見を踏まえ、ガイドライン案に事例を追加しております。

「⑤提供先の第三者における確認義務」については、31番のように、ガイドライン案の記載ぶりについて御意見を頂いております。

こちらについては、御意見を踏まえ、記載を精緻化する形で修正しております。

「(4)公表事項等」に関しては、「①利用目的の特定」について、32番のように、利用目的を特定し直すことは、利用目的の変更には該当しないことを明確にすべきとの御意見を頂いております。

また、33番のように、ガイドライン案の事例の記載ぶりについての御意見を頂いております。

こちらについては御意見を踏まえ、記載を精緻化する形で修正しております。

「②保有個人データに関する事項の公表等」について、34番のように、法第27条第1項各号の事項について、複数のウェブページに分けて、これを掲載することでもできるか、法の解釈を確認する御意見を頂いております。

また、35番のように、保有個人データの安全管理のために講じた措置の公表等について、法の解釈を確認する御意見を頂いております。

このほか、ガイドライン案において、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の名称とともに、保有個人データの安全管理のために講じた措置を公表等する必要があると記載しているところ、36番や37番のように、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合や、外国にある第三者が提供するクラウドサービスを利用する場合はどうか、法の解釈を確認する御意見を頂いております。

こちらについては、いずれの場合も外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに、保有個人データの安全管理のために講じた措置を公表等する必要があると回答しております。

「③開示等の請求等に応じる手続」については、38番のように、本人確認の方法について、当委員会のQ&Aで示されている方法をガイドラインに記載して事業者にも周知すべきとの御意見を頂いております。

こちらについては、御意見を踏まえ、当委員会のQ&Aで示していた方法をガイドラインに記載する形で修正しております。

「(5)利用停止等」については、「①利用停止等の要件」について、39番のように、ガイドライン案に事例等が具体的に記載されたことにつき御賛同いただくとともに、さらなる事例の掲載を求める御意見を頂きました。

また、40番のように、事業者が請求を行った本人の意図をどのように判断するかについての御意見を頂きました。

「②本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」については、41番のように、

本人がサービスの継続を希望した場合における事業者の措置について御意見を頂きました。

「③本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」については、42番のように、その判断基準についての御意見がございました。

次に「(6)越境移転」については、まず「①全般」について、43番のように賛同の御意見を頂きました。

一方で、44番のように、外国の個人情報保護制度について、委員会が情報提供すべきとの御意見も頂きました。

こちらについては、今般の法改正の趣旨に鑑み、外国の制度の確認は、事業者の責任において行っていただくべきものである旨を明確にするとともに、当委員会としても、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定と回答しております。

また、45番のように、越境移転した個人データについて、移転先の外国においてガバメントアクセスが発生した場合の法違反の有無に関する考え方を確認する御意見を頂きました。

この点については、まず、本人の事前の同意を得て、個人データを移転する場合については、今般の改正を踏まえた情報提供義務を果たすことが前提であるものの、本人に対する適切な情報提供を行い、本人の同意を得て、個人データを提供した場合には、その後、提供先において生じた事情により、提供元の法違反となるものではない旨を回答しております。

他方で、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として、本人の同意を得ずに個人データを移転した場合には、提供元は、その後も当該提供先による個人データの適正な取扱いを確保する必要があることから、当該提供先において、外国政府による要請に応じた個人データの提供が許容されるかは、個人データの性質や、提供の必要性等を踏まえた個別の事案に応じた判断が必要であり、例えば、提供の必要性が認められないにもかかわらず、漫然と個人データの提供を行っている場合には、提供先による相当措置の実施に支障が生じていると評価される可能性がある旨を回答しております。

「②同意取得時の情報提供の方法」については、46番のように、情報提供の方法として必要な情報が掲載されたほかのウェブページのURLを自社のホームページに掲載する方法が認められるかとの御意見を頂きました。

「③同意取得時に提供すべき情報」については、47番のように、事業者が講ずる措置の確認の方法について御意見を頂きました。

「④同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い」については、48番のように、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」につき、解釈を確認する御意見を頂きました。

この点については、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であることを明確にした上で、一定の場合には、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」

に該当する旨を回答するとともに、具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいりますと回答しております。

また、49番のように、事例の記載ぶりについて実務を踏まえた修正の御意見を頂いております。

こちらにつきましては、御意見を踏まえ、記載内容を修正しております。

このほか、50番のように、同意取得時に移転先の外国が特定できなかったものの、事後的に特定された場合における対応に関して確認する御意見がありました。

「⑤相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」については、51番のように、日本国内の委託先事業者が外国にある第三者に当該個人データを再委託した場合の法の適用関係について、確認する御意見を頂きました。

また、52番のように、提供先の外国事業者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に、提供元の事業者に求められる対応について御意見を頂きました。

この点については、既に提供した個人データの返還または削除を求めることが必要となる場合がある旨を回答するとともに、このような場合の対応の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいりますと回答しております。

「⑥相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供」については、53番及び54番のように、ガイドラインの記載ぶりについて御意見を頂いております。

いずれも御意見を踏まえ、それぞれの記載ぶりを精緻化する形で修正しております。

「(7) 仮名加工情報・匿名加工情報」については、「①全般」として55番のように、仮名加工情報の活用事例を示してほしい旨の御意見を頂いております。

こちらにつきましては、制度の趣旨・内容についての周知広報を積極的に取り組んでいくとともに、仮名加工情報の活用事例等について、今後、事務局レポート等においてお示しすることを検討していく旨を回答しております。

「②仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方」については、56番及び57番のように、個別の事例において、仮名加工情報が個人情報に該当するか否かを確認する御意見を頂いております。

「③加工方法の基準」については、58番のように、加工が求められる「財産的被害が生じるおそれがある記述等」の解釈に関して御意見を頂いております。

「④加工方法等情報の安全管理措置」については、59番のように、匿名加工情報の作成後には、作成事業者において匿名加工情報とその元となった個人情報との対応関係を把握できないようにするために、氏名等を仮IDに置き換えた場合における氏名と仮IDの対応表のみならず、置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータについても破棄すべきとの御意見を頂いております。

こちらにつきましては、御意見を踏まえ、匿名加工情報の作成後は、氏名等を仮IDに置き換える際に用いた乱数等のパラメータも破棄しなければならない旨をガイドライン案に追記しております。

「(8) 認定団体制度の充実」に関しましては、60番のように、賛同の御意見を頂いております。

私からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

大変多くの御意見を頂き、個人情報保護に関する、世間の関心の高さを再認識いたしました。

本案に対して抜本的な修正を行わなければならないような意見はなかったと認識しております。

引き続き、皆様からの声を聞きまして、個人情報等の取扱いの実態や技術の進展等に応じて、不断の見直しを行っていくことが重要かと思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

高村委員。

○高村委員 今回の意見募集の結果を見ると、具体的な解釈や事例を示してほしいという御意見が全般的に多く寄せられています。

個別の事案に応じて、関係する規定の適用の有無や、事業者として講ずべき措置などは異なり得るため、ガイドラインにおいて、具体的な解釈や事例を示すことには、一定の限界があると思えます。

しかし、御意見に対する考え方でも記載されているとおり、個人情報等の取扱いに関する様々な実態を踏まえて、令和2年改正法の考え方を示すとともに、その考え方が理解できるような事例を可能な範囲で、具体的に分かりやすい形で示していくことが必要です。

このため、引き続き事業者等の理解を深め、令和2年改正法の施行準備をより円滑にする観点から、ガイドラインとともにQ&Aを作成し、ガイドラインで記載できなかったものについては、Q&Aにおいて、可能な範囲でできるだけ具体的な事例等を掲載していくことが必要だと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

梶田委員。

○梶田委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。

私からは、ガイドラインの普及啓発について意見を申し上げます。

今回ガイドラインを取りまとめましたが、この内容を各事業者などが適切に理解し、これに基づいた対応をしていくことが重要と考えています。

今後事務局においては、Q & A作成の上、ガイドラインに関する広報活動の実施などによって、事業者などへの普及啓発を図っていただきたいと考えています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

今回、意見募集においては、非常に多くの方々から様々な御意見をいただきました。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

本ガイドライン案は、法令の趣旨やこれまでの委員会における各委員の意見等を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するものとなっていると思います。

引き続き、ただいま各委員からも御意見があったように、Q & Aの作成や、本ガイドラインの普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

さて、特に修正等の御意見がないようですので、原案のどおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 認定個人情報保護団体の新規の申請につきまして、資料2に基づき、御説明申し上げます。

令和3年7月21日付で、一般社団法人JAPHICマーク認証機構より、個人情報保護法第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされました。

本機構は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し、運用している事業者を認証するJAPHICマーク等の認証に関する事業を行うこと等を目的とし、本年3月に設立された団体です。

また、本件申請は、現在、認定個人情報保護団体として活動している特定非営利活動法人日本個人医療情報管理協会が本機構に対し、認定業務を移管することに伴うものです。

同協会は、本機構が、当委員会から認定個人情報保護団体として新たに認定され、業務が本機構へ完全に移管された後、当委員会に認定業務の廃止の届出を行い、同協会自体も解散する見込みです。

本機構からの申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査しました。

資料の別添1を御覧ください。

本資料は、個人情報の保護に関する法律施行令第19条に定められた申請のために、委員

会に提出しなければならない書類に該当する書類が提出されているかを確認したもので、不備は認められませんでした。

次に、別添2を御覧ください。

本資料は、法第49条各号で定められた認定の基準の審査事項を定めた認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査した結果をまとめたもので、いずれにも適合するものと認められました。

本機構が認定個人情報保護団体として認定された場合には、法第47条第1項に基づき、新たな認定個人情報保護団体として認定する旨を、別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づき課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき、納付の期限及び資料や書類を定め、別添4により通知することとしたいと存じます。

説明は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、一般社団法人JAPHICマーク認証機構を認定個人情報保護団体として認定し、認定通知など所要の進めることとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようなので認定することといたします。事務局においては、所要の進めてください。

また、当該団体におかれては、現在認定を受けている特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会から確実に業務を引き継ぎ、個人情報保護のために積極的な取組をしてくださることを期待しております。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「東京不動産健康保険組合及び関東百貨店健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、または重要な変更を加えようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、東京不動産健康保険組合から、令和3年6月30日付、東不健発第16号にて、関東百貨店健康保険組合から令和3年7月8日付、健発第821号にて、当委員会に対し、全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について事務局より概要を説明いたします。

2組合がそれぞれ実施する適用、給付及び徴収関係事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の

指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

今回2組合ともに、しきい値判断の見直しにより、重点項目評価ではなく、全項目評価が義務付けられました。

基本的には、2組合とも同様の事務、同様のリスク対策の記載があるところですが、東京不動産健康保険組合につきましては、従前から独自に不動産健保電子申請システムを利用しておりますので、東京不動産健康保険組合を例に説明させていただきます。

では、まず、資料3-1に基づいて、東京不動産健康保険組合の全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、7から9ページの別添1を御覧ください。

評価対象の事務は、加入者への保険給付や保険料徴収を行うために、資格関係情報を取り扱う適用事務、加入者への給付決定を行う給付事務、保険料等の徴収に関わる徴収事務の3種類です。

一般被保険者または任意継続被保険者から、紙、電子記録媒体又は電子申請により、直接または事業主を通して、各種届出書が提出されます。電子申請された届出書については、マイナポータルを介して基幹システムに直接連携して登録するか、不動産健保電子申請システムを介して電子申請データ受領専用端末を用いて入手し、入手した届出書を、フラッシュメモリを用いて、基幹システム専用端末から基幹システムに登録します。紙及び電子記録媒体の届出書は、個人番号を含む届出内容を確認して、基幹システムに登録します。基幹システムへの登録後は、情報連携の準備のために、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介して副本登録等を行います。また、地方公共団体情報システム機構への照会等は統合専用端末で行い、フラッシュメモリを用いて、基幹システム専用端末から、基幹システムへ照会結果の登録を行います。

続きまして、まず、東京不動産健康組合特有のリスク対策である、不動産健保電子申請システムに関するリスク対策の例を御説明させていただきます。

34~35ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑥技術的対策」を御覧ください。事務所と不動産健保電子申請システム間及び不動産健保電子申請システムと電子申請データ受領専用端末間の通信は、IPSecによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること、不動産健保電子システムの運用・保守を行うクラウドサービス事業者は、プライバシーマーク、ISMS、ISO9000等の認証取得をしており、十分なセキュリティ対策をした環境と運用体制で実績がある事業者を委託先に選定していること、不動産健保電子申請システムの運用・保守を行うクラウドサービス事業者は、契約で電子申請データの取扱いを行わず、システム的に電子申請データの取扱いができないよう、アクセス制御していること等が記載されております。

次に、36ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」

を御覧ください。データの授受が完了後、不動産健保電子申請システム、電子申請データ受領専用端末及びフラッシュメモリから完全に消去すること等が記載されております。

続きまして、2 健保共通のリスク対策の例について御説明させていただきます。

特定個人情報の入手に関するリスク対策の例として、22ページの「リスク 4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

郵送の際は、書留等を用い、誤送付がないよう送付先を印字した様式を利用すること、事業所から入手した電子記録媒体は、管理簿に記載して、速やかに保管庫に施錠保管すること、電子申請による入手の際の健康保険組合と、マイナポータル間の通信は、I P - V P Nによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること等が記載されています。

続きまして、端末間の情報授受で使用するフラッシュメモリにおけるリスク対策について、26ページの「リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。

パスワード設定されたフラッシュメモリをデータ保護管理者の承認を得て使用し、使用の都度、管理簿に記載すること、データの授受が完了した後、速やかにフラッシュメモリからデータを消去して返却し、データ保護管理者は、それを確認すること等が記載されております。

次に、情報連携サーバーを利用した副本登録等におけるリスク対策及び情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスク対策の例について、32～33ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びその他のリスクに対する措置」を御覧ください。

健康保険組合と情報連携サーバー間及び情報連携サーバーと中間サーバー間の通信は、I P - V P Nによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること、データ保護管理者は、定期的に、またはセキュリティ上の問題が発生した際に、統合専用端末等の操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検すること等が記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性、妥当性について、資料 3 - 3 に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか御審議願います。

まず、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。事務局において、慎重に確認を行った結

果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、2組合共通の内容について記載しており、「中間サーバー等へ資格関係情報等の登録にあたり、基幹システムから情報連携サーバーを介して、中間サーバー等へ通信されていること等」に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、東京不動産健康保険組合のみの事務に伴った内容について記載しており、「事業所から電子申請された届出書を、不動産健保電子申請システムを利用し、電子申請データ受領専用端末を経由して、基幹システムに登録すること等」に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の総評を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」または、「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)としてリスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

関東百貨店健康保険組合も同様の記載になっておりますので、説明は省略させていただきます。

精査結果の主な内容の御説明は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、2組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

説明は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「東京不動産健康保険組合及び関東百貨店健康保険組合における適用、給

付及び徴収関係事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次に、議題4、その他です。

農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）の全項目評価書の公表について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 農業者年金基金が作成しました「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」につきましては、第171回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において、評価書に反映していただいております。

今般、4月7日付でマイナンバー保護評価Web及び農業者年金基金のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日の議題は、以上です。

本日の会議資料につきましては、議題1の資料については、官報掲載時に公表することとし、その他の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。